

兵庫県町税務課長協議会規約

昭和44年	9月	5日	総会	議決
改正昭和62年	9月	1日	総会	議決
改正平成4年	8月	18日	総会	議決
改正平成8年	9月	5日	総会	議決
改正平成11年	8月	26日	総会	議決
改正平成16年	8月	26日	総会	議決
改正平成17年	8月	26日	総会	議決
改正平成18年	5月	10日	理事会	議決

(目的)

第1条 本会は、町における税務行政水準の向上と税政の確立のため、調査、研究を行なうこととする。

(組織及び会員)

第2条 本会は、兵庫県町税務課長協議会と称し、県下全町の税務担当課長をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、兵庫県町村会内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 税政制度に関する調査、研究
- (2) 税政制度に関する研修会の開催
- (3) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 1名
理事 12名以内

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 理事は、本会の運営と事業の推進に参画する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

2 前項の任期中に会員の資格を失った者は、役員の職を失う。

3 補欠によって新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第8条 本会に幹事若干名を置き、兵庫県町村会職員のうちから会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け会務に従事する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、次の職にある者及び会長の推せんにより理事会の承認を経た者を会長が委嘱する。

兵庫県町村会長

兵庫県市町振興課長

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めた場合若しくは理事の2分の1以上から要請があった場合に開く。

2 理事会は、会長が招集し、会議における議長の職務は会長が行う。

(専門部会)

第11条 本会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び組織については、理事会の同意を得て会長が定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(役員の報酬等)

第13条 役員には、報酬及び旅費は支給しない。ただし、専門部会その他本会の事業遂行上特に必要と認めたときは、理事会の同意を得て実費を支給することができる。

(規約の改正)

第14条 この規約の改正は、理事会の議決によらなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規約は、昭和44年9月5日から施行する。

2 昭和40年10月12日から施行の兵庫県町村行財政事務協議会税務部会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年8月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年9月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年8月26日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年8月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。